

分 野	1 6 その他	意見・要望提出者	米国
項 目	特殊法人等（日本自動車整備振興会）の透明性と説明責任について		
意見・要望等の内容	日本政府は、特殊法人及びその他個別の法律によって設置され自主規制機関として機能している組織に対し、透明性の向上と説明責任の強化を義務づけるべきである。例えば、これらの団体（日本自動車整備振興会連合会）が新たな規則を採用・制定する前に、パブリック・コメント手続きの採用を義務づけるべきである。		
関係法令		共管	なし
制度の概要	自動車整備振興会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適性な運営を確保するための事業を行うことを目的とするものでなければならないとされている。		
計画等における記載	該当なし		
状 況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☒ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 日本自動車整備振興会連合会（日整連）は、自動車の整備に関する技術の向上等の促進、整備事業の健全な発達等を目的として活動する団体であり、規則の採用・制定は行っていない。このため、規則を採用・制定する前に日整連がパブリック・コメントを実施すべきというのは、事実誤認に基づく指摘である。			
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課 （連絡先）03-5253-8599		